

## 賛助会員規約

平成 30 年 6 月 15 日

一般社団法人日本食べる通信リーグ

### 第 1 条 (目的)

本規約は、一般社団法人日本食べる通信リーグ（以下、リーグ社団という）定款第 4 条に定めるリーグ社団の目的に資するものとして設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者のリーグ社団に対する協力・理解を高めることにより、リーグ社団の事業活動の推進に資することを目的とする。

### 第 2 条 (資格)

リーグ社団の主旨に賛同し、リーグ社団の事業の円滑な実施に協力しようとする者としてリーグ社団が認める者を賛助会員とする。なお、賛助会員は、リーグ社団の社員としての地位を有するものではない。

### 第 3 条 (加入)

賛助会員になろうとする者は、リーグ社団所定の入会申込方法によりリーグ社団代表理事に入会申込を行い、代表理事の承認を得て加入するものとする。入会日は、代表理事が入会申込を承認した日とする。

### 第 4 条 (会費)

賛助会員は、次の年会費を入会日の属する月の翌月末日までに納入するものとする。

(1) 団体会員：1 口 50,000 円とし、1 口以上を負担する。

(2) 特別会員：1 口 200,000 円とし、1 口以上を負担する。

2 年会費の対象期間は、初年度については入会日から翌年 3 月 31 日まで（ただし、1 月～3 月に入会した者については、入会日から入会日と同じ年の 3 月 31 日まで）、次年度以降については 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 年会費の額は、上記のとおりとする。ただし、7 月～9 月、10 月～12 月、または 1 月～3 月に入会した者については、それぞれ年会費の 4 分の 1、2 分の 1、4 分の 3 の額の納入を免除する。

### 第 5 条 (特典)

賛助会員の特典は、別紙記載の通りとする。但し、リーグ社団は、当該特典の内

容を自由に変更することができるものとする。

#### 第6条 (資格の有効期間・更新)

賛助会員が獲得する賛助会員資格の有効期間は、納入した年会費の対象期間の末日までとする。

- 2 賛助会員資格は原則として自動更新するものとする。
- 3 次年度へ賛助会員資格を更新する者は、今年度の有効期間末日までに次年度にかかる年会費を納入しなければならない。

#### 第7条 (任意退会)

賛助会員が賛助会員から退会しようとするときは、退会予定日の1か月前までに、リーグ社団に、リーグ社団が別に定める退会届を届出て退会するものとする。

- 2 賛助会員が次年度への賛助会員資格の継続を希望しないときは、有効期間末日の1か月前までに、リーグ社団に、リーグ社団が別に定める退会届を届出て退会するものとする。

#### 第8条 (除名)

リーグ社団は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本規約その他の規則に違反した賛助会員
- (2) リーグ社団の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (3) 年会費の納入を怠った賛助会員
- (4) 故意又は重大な過失により、リーグ社団の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (5) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員
- (6) 死亡し又は解散した賛助会員
- (7) その他除名すべき正当な事由があるとリーグ社団が判断した賛助会員

#### 第9条 (資格の喪失)

賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、賛助会員資格を喪失する。

- (1) 第6条第2項に従い、退会届を提出したとき
- (2) 第7条に従い、脱退したとき
- (3) 第8条に従い、除名されたとき

#### 第10条 (会費等の返還)

リーグ社団は、賛助会員資格を喪失した者に対し、既に納入された年会費等を返還しないものとする。

#### 第 1 1 条（再入会）

賛助会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合、本規約第 3 条に定める入会申込を行い、代表理事の承認を受けるとともに、本規約第 4 条に定める年会費を改めて納入するものとする。

#### 第 1 2 条（その他）

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

#### 附則

- 1 本規約は、平成 30 年 6 月 20 日より施行する。
- 2 本規約の改廃は、代表理事の承認をもって行う。